

秋間みのりが丘における建築工事に伴うお願い

2025 年 8 月 1 日付 改訂版

秋間みのりが丘建築協約運営委員会

秋間みのりが丘区会

このシートは建築協約審査済証と合わせて
現場の目立つ所に表示してください

この秋間みのりが丘街区は都市計画法第 9 条に定められている第 1 種低層住居専用地域、低層住宅のための良好な住居の環境を保護するための地域に指定されています。そのために幾つかの制約事項があります。工事業者の皆さんには下記の内容をご確認頂き、円滑に工事が進められますようご理解ご協力をお願いいたします。

- ◎ 住宅街の道路では時速 30 km 以下での徐行運転を心がけてください。
又、歩行者や児童の飛び出しにも十分注意してください。
 - ◎ 日曜日の工事は行わないでください。早朝（8 時前）、夜間（18 時以降）などの工事をご遠慮願います。
 - ◎ みのが丘区内の市道には一切の車両の駐車は禁止されていますが、
施工上駐車等が必要な場合は、安中警察署に道路使用許可申請書を提出し許可を得てください。その場合許可書を掲示の上、誘導員を配置し安全確保に努めてください。
又、駐停車中のアイドリングは極力さけるようお願いいたします。
工事期間中やむを得ず遊歩道に工事車両等の駐車許可を申請する場合は、
管理者の安中市都市整備課にお問い合わせをお願いいたします。
 - ◎ 隣地宅地に無断で車両等の乗り入れや、資材の仮置き等を行わないでください。
承認を得た場合も、工事終了後すみやかに原状回復を行ってください。
 - ◎ 重機・ユニック車等を使用する場合は、道路保護・転倒防止・その他安全確保のため、
必ず鋼板等を設置してください。
 - ◎ ラジオ・カーステレオ等をかけながらの工事は近隣に迷惑がかからないようご配慮いただきますようお願いいたします。
 - ◎ トイレは仮設トイレの設置をお願いいたします（但し、近隣に匂いが漏れないようお気遣いいただけますようお願いいたします）又、パノラマパーク内の公衆トイレの使用も可能といたします。
 - ◎ 現場敷地内の宣伝用ノボリは強風時はためき音防止や美観上極力ご遠慮いただきますようお願いいたします。
 - ◎ 施工敷地内の土砂、小石など周辺の道路に出さないよう注意してください。
特に台風や大雨の予報があった場合は事前に対策をお願いいたします。
まんがいち道路を汚した場合はきれいに清掃をお願いいたします。
合わせて、強風時の外部足場倒壊防止対策・資材等の飛散防止対策もお願いいたします。
- ※ 注意!! 境界杭にはトラブルの原因になりかねませんので抜いたり、移動したり絶対に触れないようお願いいたします。